

制 度 名		文化財の公開促進のための寄託優遇税制の創設	
税 目		相続税	
要 望 の 内 容	個人が所有する国宝、重要文化財及び世界的文化の見地から歴史・芸術・学術上特に優れた文化財について、国・独法等との間で 20 年以上継続寄託することを約した場合、当該個人の死亡後、相続又は遺贈を受けた者に対し、当該契約期間中の相続税納税を猶予する。		
		平年度の減収見込額	0 百万円
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 我が国の貴重な文化財である国宝・重要文化財等について、国・独法等への長期寄託を促進することにより、文化財の適切な保存管理や散逸等の防止、計画的・一体的な公開活用を図る。		
	(2) 施策の必要性 文化財の保存・活用の充実を図ることは国の責務であり、「新成長戦略」においても、我が国独自の文化財・伝統文化等の文化遺産の活用は、地域経済の活性化や雇用機会の切り札であると指適されている。 しかしながら、近年の経済情勢の悪化、文化財の価値の高まり等により、国宝・重要文化財等の個人所有者が相続税を支払うことができず、相手先が適切な保存管理を行えるかどうかの把握が不十分なまま文化財の売買を行ったり、一体となって価値を有する文化財を分散して売買してしまうことが懸念されている。 一方、博物館・美術館にとって、寄託は購入、寄贈と並ぶコレクションの収集手段であり、文化財の所有者に当該文化財の公開に資する多様なメニューを用意することにより、文化財の計画的・一体的な活用が進むことが期待できる。 本施策の適用対象となる寄託先は、国宝・重要文化財等の貴重な文化財の安全管理や公開活用を計画的・一体的に行うことが期待できる国、（独）国立文化財機構、（独）国立美術館、（独）国立科学博物館及び文化財保護法に基づく公開承認施設とする。		
今 回 の 要 望 に 関	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	文部科学省政策目標 1 2 - 2 文化財の保存及び活用の充実
		政策の達成目標	個人所有者の寄託件数を現在の 2 倍とする（平成 22 年 8 月現在 135 件）。
		租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	年間 10 件程度の増加
		政策目標の達成状況	

	有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人所有の国宝・重要文化財の件数： 約 12 百件</li> <li>・公開承認施設数： 114（平成 22 年 6 月現在、独法を除く）</li> </ul>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	寄託に関する優遇税制として相続税の猶予は有効であり、現在と比較して寄託件数が倍増するものと思われる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置（租特法 40 条）</li> <li>・国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税措置（租特法 40 条の 2）</li> <li>・国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税措置（租特法 70 条）</li> <li>・相続税の物納の特例措置（租特法 70 条の 12）</li> </ul>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	国宝重要文化財等買い上げ 平成 23 年度要求額 1,471,000 千円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国宝・重要文化財等の文化財については、緊急度等に応じて文化庁でも直接購入しているところであるが、所有権の移転を望まない所有者もいるため、今回の要望により長期寄託を促進することにより、適切な保存管理を行った上での計画的・一体的な公開活用の促進が期待できる。
	要望の措置の妥当性	国宝・重要文化財等の所有者が主体的に当該文化財の公開活用を行うインセンティブを与えるものであり、長期寄託により貴重な文化財の安全管理も期待できることから妥当な措置である。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		
	前回要望時の達成目標		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		
	これまでの要望経緯	平成 18 年度。	